



こうち労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和5年度 第3号

(2023年11月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

土佐の匠

令和5年度「土佐の匠」認定について



高知県では、技能後継者の意欲の一層の向上と、技能を尊重する社会の実現を図るため、県内産業の基盤を支え、その振興に貢献している熟練技能や、古くから受け継がれてきた伝統技能の優れた継承者を「土佐の匠」として認定しており、令和5年度は次の3名の方を認定しました。

橋田 幸秀さん
(高知市)
【西洋料理】

福本 安通志さん
(安芸市)
【金属加工】

松本 勉さん
(安芸市)
【左官】



カスタマーハラスメント被害防止のために

県では、このたび、カスタマーハラスメントの県民への周知ならびに労働者のハラスメント被害の防止を目的としたポスターを作成しました。

ポスターは、店頭掲示用(計4種類)と事務所内掲示用があり、以下のQRコードからダウンロードいただけます。

積極的にご利用いただきますようお願いいたします。



外国人材受入れ・共生に関するポータルサイトのごあんない

県では、外国人材の受入れ、共生に関する情報を一元的に掲載するためのポータルサイトを作成しています。

ぜひご利用ください。



高知県 最低賃金

令和5年
10月8日 から
時間額

897円

前年比
44円
UP

高知県の最低賃金が大幅に引き上げられました!!



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!
最低賃金に関する特設サイト

最低賃金に関するお問い合わせは高知労働局または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金制度 検索 高知労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善助成金 最大600万円を助成

厚生労働省からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」パート・アルバイト

「年収の壁」を意識せず

働く方が働ける環境づくりを後押しします。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、**手取り収入を減らさない取組**（※）を実施する企業に対し、**労働者1人当たり最大50万円の支援**をします。

（※）・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、**収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明**することで、**引き続き被扶養者認定が可能となる仕組み**を作ります。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



建設事業や自動車運転業務、医師の時間外労働の上限規制等について

労務改善 Q&A

Q

建設事業や自動車運転業務、医師について、時間外労働の上限規制が始まると聞きましたが、どのような内容ですか。

A

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、時間外労働の上限規制が次のとおり定められています。

- ・原則として月45時間、年360時間以内
- ・臨時的な特別な事情がある場合、年720時間以内、休日労働を含めて1か月では100時間未満、2~6か月平均では80時間以内、時間外労働が月45時間を超えるのは年6か月以内

一方で、建設事業や自動車運転業務、医師については、長時間労働の背景に、業務の特性や取引慣行の課題があることから、時間外労働の上限規制について適用が猶予されていましたが、令和6年4月1日から次のとおり一部特例つきで適用されます。

- 【建設事業】原則として上限規制が適用。ただし、災害時における復旧及び復興の事業には、休日労働を含めて1か月100時間未満、2~6か月平均80時間以内とする規制は適用除外
- 【自動車運転業務】臨時的な特別な事情がある場合の年間の上限が960時間以内。休日労働を含めて1か月100時間未満、2~6か月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えるのは年6か月以内とする規制は適用除外
- 【医師】臨時的な特別な事情がある場合の年間の上限が1860時間。休日労働を含めて1か月100時間未満、2~6か月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超えるのは年6か月以内とする規制は適用除外

なお、建設事業及び自動車運転業務については、働き方改革関連法施行後の労働時間の動向その他の事情を考慮しつつ、上限規制の特例の廃止について引き続き検討するものとされています。

また、自動車運転業務については、運転時間や勤務間インターバルに関して定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が令和4年12月に改正され、令和6年4月1日から適用されますので、時間外労働の上限規制とともに遵守する必要があります。

(参考)

厚生労働省「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html



高知県労働委員会

〒780-0850 高知市丸ノ内 2-4-1 県庁北庁舎 4F

お気軽にご相談ください!

TEL 088-821-4645